

◎新潟県告示第676号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域、まだら本州日本海北部系群及びぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	686トン

3 まだら本州日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まだら漁業	試行水準

4 ぶり

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ぶり漁業	101,000トンの内数